

地域交通総合対策事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）					部局名	企画振興部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ7 地域活力と多様な交流を生み出し災害に強い県土基盤の形成						
	施策	施策4 県民の生活を支える社会資本の整備・機能強化						
	目的	防災・減災への対応や地域交通ネットワークの形成など、社会基盤を整備・充実するとともに、効果的・効率的に維持管理・運用し、将来にわたり暮らしを守り支える機能を確保する。						
	目標指標(R2)	県民一人当たりのバス等の利用回数(支援対象路線)	3.5回/人・年					
	策定時の実績	3.5回/人・年	現状	4.2回/人・年	主要事業	地域交通ネットワークの充実		
事業名	地域交通総合対策事業費	担当課・担当	総合交通政策課 生活交通担当					
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	不明					
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	複数市町村を跨ぐ地域間幹線系統バスの運行維持を図るため、バス事業者へ補助金を交付するもの。 持続的な地域公共交通の実現のため、市町村や交通事業者等を対象とした研修会等を開催し、バス等の利用促進や、より効率的な運行のためのデマンド型交通や貨客混載サービスの導入検討、新たな収益確保のための観光の二次交通利用促進などに取り組むもの。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<p>県内の主要な都市と周辺市町村を結ぶ広域的・幹線的な路線バスの運行維持を図るため、国と協調し同額の補助金を交付。</p> <p>1 地域間幹線系統確保維持費補助金 県がバス対策協議会での協議のもと策定し、国の認定を受けた計画に基づき、下記の要件を満たす地域間幹線の運行欠損の一部を支援するもの 《要件》 運行回数3回/日以上かつ、輸送量15～150人/日</p> <p>2 車両減価償却費等補助金 主に上記幹線系統を運行する、低床車両(主としてノンステップバス)の取得費用(減価償却費、金融費用)の一部を支援するもの</p>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由：地域間幹線系統バスの確保維持のため、国庫補助と同額の協調補助としている。							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	地方バス路線維持費	101,499	99,496					
	地域協議会等開催	976	1,069					
	自動車運転代行業監督業務	529	529					
	総合交通体系調査業務経費	14,650	14,084					
	図柄入り自動車ナンバープレート導入検討	773	823					
	民間バス等インバウンド受入環境整備支援	2,220						
	鉄道駅等バリアフリー対策							
計	120,647	116,001	0	0	0			
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	1,776						
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	118,871	116,001					
	計	120,647	116,001	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	バス対策協議会・生活交通研修会の開催回数	活動実績	回	4	4			
		当初見込み	回	4	4	4	4	4
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	県民一人あたりのバス等の利用回数(支援対象路線)	成果実績	回/人・年	4.2	集計中 (8月算出予定)			
		目標値	回/人・年	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
		達成度	%	120.0%				
関連事業	市町村総合交付金(生活交通確保対策事業)							

事業目標の考え方(事業目標設定時)

《活動指標及び活動実績(アウトプット)》
 ・持続可能な地域公共交通の実現のため、輸送の効率化等に取り組む必要があり、関係者調整の場となる協議会や、専門的知識の習得のための研修等の開催を引き続き確保する必要があるため、その開催回数を指標とする。

《成果指標及び成果実績(アウトカム)》
 ・県人口の減少が避けられない中、現行のバスを維持していくためには、過度の自家用車依存からの脱却を図り、県民一人あたりのバス等の利用回数を増加させる必要がある。
 ・近年一人あたりのバス等の利用回数が減少傾向(H23:4.2回/人・年→H28:3.5回/人・年)にあることを踏まえ、生産性向上の取組みの推進により、現状維持の3.5回/人・年に目標を設定。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	・路線バス等の地域公共交通は、高齢化の進展、主な利用者である通勤・通学者の減少等に伴い、路線の廃止や縮小の傾向にあり、住民の利便性や運行の採算性の観点に立った地域公共交通の改善を図ることを目的とした本事業は、県民・社会のニーズ及び優先度が高い事業である。 ・人口減少が進む中、現状の県民一人あたりのバス等の利用回数を維持する成果目標は妥当である。 ・自動運転技術やコミュニティバスの貨客混載、ICTの活用等をテーマとした研修会の開催、バス事業者や市町村等と先進事例に関する情報共有等により、コミュニティバス利用が伸びている地域もみられ、一定の成果が見られる。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	・国や県、市町村のほか県バス協会からなる「山形県バス対策協議会」が補助先の決定や補助金の交付等を行うとともに、ワーキンググループによる地域間幹線系統バスの生産性向上(利用増・収入増)に向けた協議、研修会の開催等、関係団体と連携しながら適切に事業を執行している。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
役割分担の妥当性	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	県内の主要都市と周辺市町村を結ぶ広域的・幹線的な路線バスの運行維持等、国、県、市町村及びバス事業者等が一体となって取り組む必要がある。
今改善の点課題	・持続可能な地域公共交通の実現のため、国や市町村、バス事業者等とより一層の連携を図り、路線バス等の生産性向上(運行の効率化、利用率の向上、新たな収益の確保等)に向けた取組みを進めていく必要がある。		

- ・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。
 A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
 B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
 C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
 —: 該当しない